

令和7年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会

令和7年8月27日（水）

東京都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、14時になりましたので、これから委員会のほうを始めていきたいというふうに思います。

電子調達担当課長の鵜澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本日ご参加いただいた記録を残すためにスクリーンショットを1枚撮らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。少々お待ちください。

（撮影）

【鵜澤電子調達担当課長】 はい、ありがとうございました。撮影が終わりました。ご協力ありがとうございます。

開会の前に事務局より発言時のマイク操作についてご案内させていただきます。

委員会開催中はマイクをミュートにさせていただきまして、ご発言いただく際のみマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。マイクを常時オンにいたしますと、他の委員の方のご発言時にマイクが音を拾ってしまい、皆様に音声が届きづらくなるおそれがございます。会議のスムーズな進行に当たり、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会の挨拶を財務局契約調整担当部長よりさせていただきます。

【須藤契約調整担当部長】 それでは、これより令和7年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます財務局契約調整担当部長の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は令和6年度の第2四半期に契約した工事及び同期に行った談合情報処理についてご意見をいただきます。

委員の皆様にはそれぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、4名全員にご出席をいただいております。ありがとうございます。

東京都の職員の出席者につきましては、配付資料のとおりでございます。

なお、議案ごとに各事業執行局の職員も出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行役について有川部会長にお願いをいたします。有川部会長、よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 有川です。本日もよろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の議事進行と資料につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

【鵜澤電子調達担当課長】 電子調達担当課長の鵜澤でございます。改めてよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例事案として、令和6年度の第2四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。こちらの議案は4つでございます。

次に、同2条第6号に基づき令和6年度の第2四半期に談合情報処理を行いました事案につきまして、談合情報に対する処理手続の妥当性の観点からご意見をいただきます。こちらの議案は2つでございます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。

本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まずA4縦の次第一式と、「定例事案の抽出について」というA4横の資料1枚、こちらに本日の案件の一覧がございます。それから、本日ご意見をいただく議案1から議案6になります。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、資料は本日の委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取扱いには十分ご注意くださいよう、お願い申し上げます。

それでは、有川部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【有川部会長】 それでは、まず本日の議案につきまして、資料1に沿って説明させていただきます。資料1をご覧ください。

当第二監視部会では、具体的な抽出方法として、高額的事案については、金額が高い順に上位100件の中から抽出すること、高落札率案件については、落札率100%と99%台の案件のうち、それぞれ金額が高い順に上位50件ずつの中から抽出すること、社会的注目事案につきましては、新聞や雑誌等で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札事案、低入札価格調査事案及び同一事業者による長期継続受注事案につきましては、該当する全案件の中から抽出することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっております。

それでは、これより本題に入りたいと思います。

ここからは個人情報や法人等の情報の保護のために非公開とさせていただきます。後日、議事概要及び議事録を東京都財務局のホームページに掲載する予定にしております。大変恐縮ですが、取材等の方はここでご退席をお願いします。

(取材関係者退室)

【有川部会長】 それでは、まず議案1に入りたいと思います。

準備の上、説明をお願いします。

(警視庁職員入室)

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案1の事業所管局である警視庁の出席者を紹介させていただきます。自己紹介のほうをお願いいたします。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 警視庁総務部用度課課長代理、契約実施担当の杉本と申します。本日はよろしくお願いいたします。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約調整担当）】 同じく用度課の課長代理、契約調整担当の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 警視庁の施設課設備担当課長代理の中里です。よろしくお願いします。

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案1をご覧ください。

1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は警視庁目黒警察署5階道場空調設備新設工事です。本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、申請9者、指名5者、応札1者となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 本件を含め、各事案の内容につきましては、事前に事務局のほうから説明を受けているところだと思います。それでは早速ですが、本事案について質問や意見のある委員は、挙手をお願いします。

平田委員、お願いします。

【平田委員】 事前にも質問させていただいたのですが、こちらは空調機2台となるものですね。パッケージエアコン2台とその配管というふうに資料から読めるのですけれども、合計が税抜きで多分契約額が400万ですね。なので1台当たり200万円となると思うのですけれども、200万円するような何か特別なエアコンなのか、とても広いのか、何か特別の、エアコンの値段からすると、ものすごく高額に見えるのですけれども、それはそのような値段が妥当なのか、教えていただけますでしょうか。

【警視庁 下山設備保全係長】 私、警視庁施設課設備保全係長の下山と申します。

まず、エアコンに関しましては、1台当たり、材料費としましては、43万円のエアコンを取り付けてございます。それ以外に、配管の工事、それと電気の工事、あとは建築的な配管のルートを通すための天井の解体であるとか、復旧であるとか、そういった工事が含まれてございます。

【平田委員】 何か特別な条件がある、ものすごく値段が高いのは、43万円に対して工事費が高いんですか。

【警視庁 下山設備保全係長】 そうです、物の値段はそうなのですが、それ以外にそういった工事が発生しますので、そういったものを含めてこの金額になります。

【平田委員】 これは他に都庁で行われている同様の規模のパッケージエアコンの値段、

パッケージエアコン自体は四十何万円ということですので、それ以外のところは相場感のものなのですかね。

何か全体にやっぱり都を相手にする工事だと値段が上がっていったような感じを受けるのですけれども、民間だともうちょっと安くなるような感じを持っている先入観があるものですから、別にそちらで何か不正があったとかそういうことじゃなくて、全体に値段がどんどんどんどん、入札制度というのはあるにしても、全体に値段を上げていかれないとって、利益を企業のほうが取るという構図なのかなとちょっと危惧したものですから質問なのですが、何か事情があったら教えてください。

【警視庁 下山設備保全係長】 特段通常の設計、通常の積算を行った上でのこの金額ですので、特異なものはないと考えております。

【平田委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 私のほうでちょっと選定した関係がありますので、いくつか聞かせていただきたいポイントがありますので、それを順を追って聞いていきたいと思います。

7ページの希望者一覧を見させていただきますと、9者が当初希望したんですけれども、これを5者に絞った理由と、そして、かつこの4者をはじいて5者に絞った選定基準というのは、どういうものなのかを教えてください。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準の規定において、予定価格が500万以上の工事請負に係る指名競争入札では、原則として10者指名するものと定められております。

本件については、予定価格が500万円未満で、工事発注規模が少額の入札案件であったことから、同じく東京都の物品買入れ等の入札における5者以上指名の選定基準に倣い、9者の希望業者のうち、本件発注等級を優先し、発注等級につきましてはD格なんですけれども、その格付を有する6業者の中から上位5者を選定したことになります。

【有川部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、最終的には10ページにありますように、1者による入札になったんですけれども、この1者になった理由をどのように分析されておりまして、あるいはその分析結果に基づいて、以後競争性を確保するために、こういったところを改善したらいいかというのは、内部での検討結果がありましたら教えてください。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 入札を辞退した業者が開札時に辞退理由として記載した内容から、希望申請時から開札日までの期間に他の工事を受注したために技術者の配置ができなくなること、また応札に向けて積算した結果、予定価格を超過したために、辞退や不参に至ることは各事業者においても一般的に見られる傾向であるため、本件についても同様の事情によるものと分析しております。

【有川部会長】 今後の改善策のようなものは検討されていないのでしょうか。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 今後の改善策につきましては、工事の発注時期の平準化や履行期限の適正に努めて発注をしていきたいと思っております。

【有川部会長】 12ページによりますと、辞退理由は一応は聞いているようですけれども、不参理由については聞くことになっていないのでしょうか。と同時に、辞退と不参の違いは、どのようなメルクマールで違うようになっているのでしょうかね。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 不参理由につきましては、業者について聞き取りは行っておりません。

辞退、不参ともに本件に対する入札金額を入れなかったという点においては、取扱いについて差異はございません。

不参につきましては、システムへの登録を行っていないため、明確な意思表示の確認はできないもので、もしかしたら参加する予定であったが、何かの事情で期限内に登録を失念するなど、不参している場合もあるかと思われます。

【有川部会長】 不参と辞退の違いは登録をしているか否かということなんですか。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 システム上、金額を入れるか入れないかの違いになります。辞退のほうは辞退のシステム登録をされていて、不参のほうは登録をしていないということになります。

【有川部会長】 ということは、何も意思表示をしていないということの不参としているんですか。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 はい、そのとおりです。

【有川部会長】 そうすると、不参となった業者については、辞退のような理由を聞かないというのは、どういった違いから、そういう差をつけているのでしょうか。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約調整担当）】 辞退の場合は、辞退札というものを入れる入力でできるようになっていて、そのときにプルダウンか何かで辞退理由について入力できる項目があると聞いております。ですので、何が理由でということを選択していただいて、大体こういう理由なんだということを把握している次第です。

不参の場合は、その入力をしていないので、理由が分からないという事情がございます。

【有川部会長】 そうすると、指名を受けた業者で入札の段階で一切アクションを起こしていない業者については、不参という整理をして、その後フォローアップは全く行われないということよろしいのでしょうか。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 はい、そのとおりです。

【有川部会長】 最初の質問とリンクするんですけれども、確かにルール上は500万を一つのガイドライン、目安として予定価格500万を超える場合については、10者指名しましょうや、それより下の部分については5者以上にしましょうということでもありますので、そういうふうなルールになっているようですけれども、5者以上ということは書いてあっても、5者にしようとか、5者未満にしようというようなことは、ルールとしては決まっていらないようですので、とすれば、業者がなぜこれだけ希望してきたのにそれを絞って、絞った業者のうち、5分の2の2者については全くアクションがなくて、理由も問えない、残り2者についても辞退されて、理由はそれなりのことは書いてありますけれども、具体

的なヒアリングはされていないでしょうから、詳しく分からないとなると、先ほど履行期間とかいろいろな工夫をしていきたいということですが、この1者入札の原因分析と、それからこういった1者入札が繰り返されないための改善策の検討としては、まだまだ足りないような気がするんですが、どうでしょうか。

【警視庁 杉本用度課課長代理（契約実施担当）】 ご指摘のとおり、そういったところの聴取のところは、不足部分があるかと思しますので、今後、原局である施設課さんとも相談しながら、確認していきたいと思います。

【有川部会長】 せっかく参加希望をしている業者をはじいているわけですので、そして、はじいて、つまり選定した業者の中で、具体的になぜ降りていったのかをしっかりとその辺の原因分析をやらないと、5者という基準で、希望したにもかかわらず、はじかれた業者の浮かぶ瀬がないと思うんです。ぜひその辺のところは、指名の業者の数とか選定基準なんかも併せて検討していただきたいというのが、私の今、持っている個人的な感想です。

他の委員、すみません、私がかかなり話しましたが、他の委員、何かありましたらどうぞ質問してください。

はい、飯塚委員、どうぞ。

【飯塚委員】 私も平田先生と同じで、2台で400万というのは高いと最初に思いました。

私が今勤めている会社に入っている空調会社に、およその値段を聞きましたら、高くて工事費込みで1台100万、2台なら200万がいいところでしょうということで、よほど特殊な附帯工事でもない限り、さっきのお話の四十何万が200万になるということはないと思うんですね。

そういうときに、普通であれば、競争入札の過程で、価格がより妥当なものになっていくわけなんですけれども、この場合は5者のうち4者が辞退とか不参になっちゃっていると。そうすると、この400万という値、これは、競争の結果、出てきたものでもない。それから、多分でしょうけれど、世間一般からしてみたら、べらぼうに高いと。しかし、排除しなかったと。

これ、最低制限価格を設けていますから、じゃあ、その100万掛ける2、200万ぐらいで札を入れればいいたろうと思うかもしれないけれど、最低制限価格、この後も出てきますけれど、これを下回って、東京都の細かな審査を受けるということは、ほとんどの会社がよしとしない、それはいろんな理由があるんですけれども、それなら降りるとというのが、実情なんですね。

ですから、結局どこにも制限がなくて、ただ400万で入れたところだけがその価格の適正性の担保もなしに入札してしまう、これは極めて問題だろうというふうに思います。

それから、今、初めて伺ったんだけど、辞退理由はプルダウンなんですね。今まで何で同じ文言が並ぶのかと不思議に思っていました、プルダウンなら同じ文言になります

よね。何でそんな余計な配慮をするのか、辞退の理由を明らかにしてほしいのであれば、それは書かせればいいだけのことで、便宜を図る必要などどこにもないと思います。

以上、価格の妥当性の担保がないままこういう契約が成立してしまうということについて疑問に思います。

【有川部会長】 はい、ありがとうございます。

警視庁のほうから何か意見等がありますでしょうか。意見というか考え方ありましたら。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約調整担当）】 先ほどプルダウンで辞退の理由が選べるというお話をさせていただいたんですけど、確かにプルダウンで何個か選択ができるようになっていて、その下にその他ということで、理由を業者さんのほうで入力できる欄が設けられていますので、そこで入力してくれる業者さんもたくさんいるのが実情でございます。

【有川部会長】 飯塚委員も含めて他の委員からも何かありましたら、よろしいでしょうか。

片桐委員、どうぞ。

【片桐委員】 はい、片桐です。

ちょっと追加でお聞きしたいんですが、予定価格の中の工事費というのはいくらで、それはどうやって算出されているのか、教えていただけませんか。

【警視庁 下山設備保全係長】 予定価格につきましては、それぞれ東京都財務局制定の工事の単価を用いまして、それぞれ積み上げて算出をしております。

【片桐委員】 いくらですか。

【警視庁 下山設備保全係長】 これは起工時の金額という形でよろしいですか、予定価格ですか。

【片桐委員】 予定価格の人工のほうの工事費ですね。本体価格じゃ、材料の調達じゃなくてですね。

【警視庁 下山設備保全係長】 失礼しました。起工金額としましては、建築工事費として71万円、電気工事費として約79万円、機械工事費として290万円、合計で440万円という積算を行っております。

以上です。

【片桐委員】 そうすると、機械工事費って290万円というのは、これは、どういう機械の工事なのかちょっと教えていただいてもいいですか。

【警視庁 下山設備保全係長】 290万円の内訳は、いわゆるエアコン等の機器で104万円、配管工事で36万円、それと工事に関わります経費がありまして、こちらが150万円、それでトータル290万円となっております。

以上です。

【片桐委員】 そうしますと、150万円がいわゆる純粋な工事費なんですかね、機械のところに關しては。それ以外に建設のところで71万円というのは、これは配管の工事とは

違って、配管がさっき79万っておっしゃっていましたっけ。

【警視庁 下山設備保全係長】 よろしいでしょうか、建築の工事ということで71万円です。こちらにつきまして。

【片桐委員】 ごめんなさい。この建築工事というものの内訳というのは、例えばどのような内訳になっているのでしょうか。

【警視庁 下山設備保全係長】 建築の工事は配管の一部躯体への貫通の工事及び天井点検口を設ける工事、それと諸経費になります。

【片桐委員】 分かりました。あとは何でしたっけ、配管。

【警視庁 下山設備保全係長】 機械工事としましては、機器の工事としまして104万円、機器をつなぐ配管の工事としまして36万円、それと工事に関わる諸経費、経費として150万円を計上してございます。

以上です。

【片桐委員】 ありがとうございます。

要するに何がお聞きしたいかといいますと、人工で計算している部分の金額というのは、おいくらなのかなと思ひまして、それが高いのかなと思ったんですが、それはどの部分になります。要は原材料とかは、ちょっと直接経費的なものが外していただいて、人工代としていくらここに含まれているのかを知りたいです。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 積算の中で物代として一式いくらプラスそれを取り付ける工費いくらという計上ではなく、ルール上、一つ一つの機械に対して機械代とそれを取り付ける費用、配管代に対して配管を取り付ける費用という形で、材料と工費をミックスした形で計上で今下山のほうから説明をさせていただきました。ですので、工費だけ分離となると、きちんと計算をし直す必要がございます。

【片桐委員】 すみません。でも見積というか予定価格をつくるときには、それは積算されているわけですね。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 はい、今回の工事については、見積書という業者からの計上は使っておりません。全て決められた基準単価の中を積み上げて今回積算しておりますので、見積という形ではございません。

【片桐委員】 そうしますと、積算するときに、工費とおっしゃっている部分というのが、これが原材料とか購入品のものが入らない値段ということになりますでしょうか。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 工費という表現がどちらを見てお話になって。

【片桐委員】 機械代と工費とおっしゃっていたと思うんですが、機械代というのは何となくイメージとしては分かります、要はパッケージ本体をメーカーさんから、問屋さんか分からないですけど、購入する部分だと思うんですが、取付代というのが、これがいわゆる人工と、あと諸経費が入っている、そんな感じなんではないかな。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 すみません、材、工という材料と工費

でまず一つ計上されます。

【片桐委員】 なるほど。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 これが先ほど説明させていただいた機械の104万が機械代、プラス取付費が含まれた形になっております。

配管の36万というのは、配管材料と配管を敷設するための工費が一緒に入っております、それに対して諸経費、経費がかかる。合計、機械としては290万円という形になっております。

【片桐委員】 理解としては、すみません。ちょっと分かったようでよく分からないんですけど、これ、他の委員の方はご理解いただいているのか、ちょっとご存じでしたらご説明いただけると。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 単価の構成が機器の単価という形ではなくて、単価表自体に、もう既に材、工で設定された金額になっております。それを積み上げていく形になりますので、材料費だけ工費だけという形で積み上げていないですね。

【片桐委員】 なるほど。でも、あれですよ、計算の根拠として材料費いくら、工費いくらというのがあるということですよ、予定価格をつくるときに。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 単価の設定の中に材、工で両方とも一緒の金額でいくらとなっているものですから。

【片桐委員】 それは一体になっているわけですか。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 はい、おっしゃるとおりです。

【片桐委員】 じゃあ、分離はできないということなわけですね。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 はい、なかなかちょっとお時間いただく形になろうかと思います。

【片桐委員】 なるほど。

ちょっと私もそのところがよく分からなかったもので、お聞きしたかったのは、結局本体の値段というのは比較的市場価格があるものなので、パッケージ本体の値段というのは、そんなにぶれないであろうと思われまして、それ以外の部分というのが、いわゆる工賃とか、ちょっと経費とか材料、ちょっとした副材料費的なものかなと思ってしまして、それが妥当なのかどうなのかということ判断したいなと思った次第なんですよ。

例えば、じゃあ、この工事に関しては、人工が何人の職人さんが何日張りついて、合計でおいくらですというと、非常に私には分かりやすいんですけど、そのところというのは、ちょっとそういう説明というのはできないということになりますでしょうか。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 はい、本工事においては、おっしゃるとおりです。

【片桐委員】 そうですか、なるほど。分かりました。すみません。ちょっと理解が私、追いついていませんでした。申し訳ありません。ありがとうございました。

【有川部会長】 片桐委員の質問にちょっと関連して聞きたいんですけども、この都

のほうの積算基準というのは、業者のほうである程度推定できるような状況になっているんじゃないか。

【米倉契約調整技術担当課長】 積算基準は、東京都の場合、警視庁さんも恐らく積算基準を公表しておりますので、その積算基準に沿って計算していただくことはできますので、もちろん単価一つ一つが公表されているわけではありませんけれども、それなりの技術力を持った方であれば、基準に沿った積算というのは、一定程度できるのかなということになります。

【有川部会長】 分かりました。

相場感としてやはりあれですね、予定価格のチェックシステム、チェック体制が部局でどういうふうになっているか、つまり一人だけで積み上げるのではなくて、複数の者がチェックして、最終的にその落札の状況を踏まえてもう一回検証する、そういう仕掛けは当然持っているんだろうと思いますけれども、それに関連してちょっと興味があるのは、1者だけが入札して一発で入れた札が予定価格ではなくて、最低制限価格の近くに落ちているというところを、どういうふうに分析されていますでしょうか。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約調整担当）】 予定価格は事前に公表してこのぐらいというのは示しているんですけども、それを基にしているかどうか分からないですけど、業者さん独自で積み上げていった金額というふうに認識しております。

【有川部会長】 当然予定価格を事前公表していても、それよりかなり低い、つまり、最低制限価格のところに入れてきているということは、ライバルがいるという意識があったというふうに分析されるわけですかね。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約調整担当）】 はい、おっしゃるとおりです。

【有川部会長】 この者は、落札した業者は他者が辞退したり不参になっているという状況は当然知り得ない状況でこの札を入れたというふうに分析されているというわけですかね。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約調整担当）】 はい、おっしゃるとおりです。

【有川部会長】 各委員からたくさんいろいろ出まして、予定価格が妥当だったのかどうか、かなり予定価格が高いんじゃないかとか、あるいはこの予定価格に基づいた契約金額が通常から考えて高いんじゃないかという、いろいろ議論が出ましたけど、これについてある程度判断するためには、かなり予定価格の細かい資料を見なきゃいけないし、そう簡単には判断できないと思いますので、ここではいろんな各委員から出た意見をこの部会としては、少なくとも競争性が確保されれば飯塚委員から話がありましたように、予定価格の妥当性、もし不適切な部分があったとすれば、その競争性の中で誤謬が訂正されるという意見については恐らく各委員に差異はないんだろうと思いますので、ぜひ適正性を確保しながら、その予定価格の妥当性をこの入札結果等を踏まえて検証していただきたいと思います。

そのためには、やっぱり競争性の確保のための工夫がまだまだいろいろ改善すべき点が

あるのではないかというふうなことで検討してもらいたいというのが、部会の全体の意見ではなかったかと思います。これでまとめるのではなくて、もっとこれを追加してもらいたいという意見がありましたら、お願いします。

はい、飯塚委員、どうぞ。

【飯塚委員】 先ほど片桐先生のご質問に対する都の回答はいかがなものかと思います。

片桐先生は、材工共にで積算されているものを材と工に分けてくれと、それはできないんですかとお聞きになったら、あたかもできないというような雰囲気でお答えになっていましたが、各セクションごとに材料費とそれから人件費は入っているわけですから、それを振り分ければいいだけのことで、そんなに手間暇のかかる話じゃないと思いますよ。

だから、材工共にではなく、材料費はいくらで人件費はいくらなのか教えてほしいと聞かれているんですから、お時間をいただければお示ししますと答えるべきじゃないですか。

【警視庁 中里施設課課長代理（設備担当）】 おっしゃるとおりだと思います。お時間をいただければ、確実に提示することは可能です。

【有川部会長】 時間を取っていただいて、後日示していただくということでよろしいでしょうか。

【飯塚委員】 今すぐはできないでしょうから、後日で結構です。

【有川部会長】 その作業を宿題としてお願いしまして、あと部会としてこの案件についてのもめとして、先ほどのような改善をお願いするということで、他に何か追加するものがありますでしょうか。あるいは、そうではない改善を求めますでしょうか。

平田委員もどうぞ、何かありましたら。

【平田委員】 こちらの案件が具体的に抽出されたことからこの話が始まっていると思うんですが、多分部署は変わっても同じ金額になるということですよ、予定価格の計算が同じ方式をつくっているんで、そちらのほうこそ見直さないと、多分これで額がかなり決定していて、予定価格が示された段階で大分480万ですかね、こちらの資料にあるところでは、それに近い金額を出してくるような相場感になっているんだと思うんですよ。

それを委員長がおっしゃったように、安くしてくれるというような形かもしれないと、私たちは状況が分からないので思うのですが、それ自体がかなり金額を決めているということで、この具体的な案件という問題というよりは、その予定価格を示すのを何か定価みたいな形にかなり持っていついて、そこ近辺の競争になっていて、競争システムがちょっと壊れ始めていておかしくなっているということかなと理解したので、ちょっと全体のその予定価格の出し方、それから人工と材料費が分からない算定基準とかを少し全体にこの案件の方を具体的に言うというよりは、そういう計算方法で本当によいのかということをやちょっと再確認していただくというよりは、そういう計算方法で本当によいのかと聞きながら思いましたので、すみません、参考としてお聞きください。

こちらの警視庁さんの物件だけが高いわけじゃないと理解してしまして、そういう計算なんだと理解しましたので、そんな感じです。

以上です。

【有川部会長】 今の平田委員の意見について、何かありますでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 事務局でございます。契約調整技術担当課長をしております。

恐らく今のお話は、警視庁さんが採用されている積算基準の単価設定の妥当性についてご意見かと承りました。

恐らく積算基準というのは、適切な予定価格を設定するために一般的には全般いろんな市場調査を用いた単価の状況、市場の取引実態、あるいは歩掛を調べて、結果として出来上がった施工能力なんかに基づく単価としてつくっているものと認識しております。

そちらにつきましてその妥当性がというお話かと思いますので、そちらについては、改めてどういうふうに積算基準ができているのかというのをご説明させていただくことになるかと思いますので、ちょっとお時間いただくことになろうかと思います。

【平田委員】 私が理解不足だったんですが、部署ごとに算定基準が違うんですか。

【米倉契約調整技術担当課長】 積算基準というのは、発注部署、国とか都の中でも、それぞれいろんな様々な工種がありますので、例えば建築については建築の積算基準とか、今回で言えば電気であれば電気の積算基準というのをつくっておりますので、各局ごとにつくるケースもありますが、各局ごとに共通してつくる場合などがありますので、形式的には局が定めるというルールでやっております。ただ、中身が全く違うかと言われると、そんなことはないと認識しております。

【有川部会長】 では、先ほど私のほうから取りあえずの暫定的なまとめをお話ししましたけども、それを削る、あるいは、付け加えるという意見がありませんようでしたら、取りあえずは後で事務局のほうで文書を整理して、最終的なまとめのときに報告していただきたいと思います。

大丈夫でしょうか、ちょっと私、さっき抽象的な言い方をしたかもしれませんが。

じゃあ、もう一回、確認のために議案1についての当部会としての意見として、この点だけはやっぱり改善をしてもらうことによって本案件の審議を了としたいと思います。その改善してもらいたい点につきましては、この予定価格の算定について、その妥当性について、かなり議論が出ましたように、予定価格の算定についての適否を、そこにおける誤謬を補正するためには、やはりどうしても競争性の確保が非常に要になりますので、この警視庁のやっている手続から見させていただくと、競争性を確保するために、なぜこういった最終的に1者になってしまったのか、その1者になる過程で希望業者をなぜそうやってはじいてしまっているのか、あるいは絞ったにもかかわらず1者以外の者がなぜ不参になったり辞退をしたりしたのか、その原因分析が十分行われていない。こういった一連の状況について、きちんとフォローアップしないで改善策を立てることは非常に難しいので、そういったところをしっかりとこれからも取り組んでいただいて、競争性を確保することによって、予定価格の作成が妥当かどうかの検証と合わせて、その予定価格の誤

謬を競争性の確保によっても補正していけるような体制をしっかりとつくっていったきたいという、そういう意見でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 特にないようですので、じゃあ、よいというふうなことで、議案1につきましては、今のことについて改善を図っていただくということで、審議を終えたいと思います。

どうも警視庁の方、長い間ありがとうございました。

(警視庁退室)

(水道局職員入室)

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案2の事業所管局であります水道局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【水道局 杉山契約課長】 水道局経理部契約課長をしております杉山と申します。よろしくをお願いいたします。

【水道局 北村工務課長】 多摩水道改革推進本部施設部工務課長をしております北村と申します。よろしくをお願いいたします。

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案2をご覧ください。

高額、高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は三鷹市新川六丁目地先配水本管(400mm)新設工事です。

本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、申請4者、資格確認4者、応札1者で落札率は99.98%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 はい、ありがとうございます。

早速ですが、本事案につきましても、質問、意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。

飯塚委員。

【飯塚委員】 これ14億の案件ですので、1者入札になった場合は、その入札は無効になるんじゃないんですか。

【水道局 杉山契約課長】 本件は総合評価方式になっておりますので、1者でも有効に契約が成立するルールになってございます。

【米倉契約調整技術担当課長】 事務局でございます。追加で補足させていただきます。

総合評価方式にかかわらず、1者入札の中止というのは、入札契約制度改革のときに一旦そういった取組をさせていただいたんですけれども、そのメリット、デメリットを確認した上で、現在においては1者入札の中止というのは行っておりませんので、この案件については1者入札でございますけれども、中止とはなっておりません。

【飯塚委員】 私が昔いた頃は、1者入札は最初は全部無効にして、それから金額の高

いものに限定して無効にして、そんなふうに推移があるんですけれども、今時点では、そうじゃなくて1者入札であろうとなかろうと総合評価であれば有効だということになっているんですか。

【米倉契約調整技術担当課長】 事務局でございます。改めてご説明させていただきます。

まず、これまでやってきた取組というのは、希望が1者だった場合に、その契約案件を中止するといったものでございました。それについてメリット、デメリットなどを検討させていただいた後に、この1者入札の中止というのは、現在では行っておりません。これは総合評価案件であろうとも通常の競争入札案件であろうとも同様でございまして、どちらにせよ現在は実施していないというのが実態でございます。

以上です。

【飯塚委員】 はい。

【有川部会長】 平田委員。

【平田委員】 ご説明いただいた総合評価式でしたっけ、技術の点数とそれから見積価格の双方をもって決めるということは、私も関わったもので、いろいろいつも悩ましいところでありまして、この業者は1者なので、総合評価の技術点は高いほうなのか、それともどういう点で決まったのか、もう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

ちょっとお調べいただいている間に追加でつないでおくんですが、PFIなどは点数化されてPFIにかかっているものですから、本当に技術点とか設計のレベルとか点数化されて審査されていくんですけれども、これはそれとは違うのか。実際にその業者が提示してきた内容が点数化、点数の基準は書いてあるんですけど、実際のところ、どういう結果だったのかというところ、すみません、ちょっと資料から読み取れていなくて、教えていただきたいという趣旨です。

【水道局 杉山契約課長】

本件に関しましては、技術点については30点満点のところ、株式会社ホープが20点を取っております。この20点というのは、一般的に何点以上とかというのは、契約案件、あるいは手を挙げる業者によって点数というのはばらばらで、20数点で取る場合もあれば、20点を下回って他業者が落札する場合もありまして、そういう意味では、今回は1者のみが入札をしてきて、その業者が20点だったと結果的になってございまして、特別な低い点数とは認識はしてございません。

それから、技術点の評価基準につきましては、標準的な評価基準がありまして、その上で、個別の工事内容を反映した形で、工事案件ごとに技術審査の評価基準を定めて審査をしてございました。

【有川部会長】 他の委員はありますでしょうか。

はい、片桐委員。

【片桐委員】 これ、工事の契約変更が2回ほど行われているようなんですが、変更の

理由としては、近隣住民等からの騒音、振動に関する苦情のためということで、工事の全部中止にかかる増加費用の計上ということで、中止している期間というのは、工期が延びるのかなと思ったんですが、別にそれはそうではなく、工数自体は変わらないのにもかかわらず、なぜこの中止で契約金額が増加するかというのがちょっと分からないので教えてください。

【水道局 北村工務課長】 通常の工事の中止経費として計上されるものですので、ルール上のとった契約変更になります。

【片桐委員】 じゃあ、この計算というのは、中止する期間に一定の単価を掛ける感じなんですか。

【水道局 北村工務課長】 今回のケースでは、中止期間に対して決められた率が掛かってくる形になりますので、その何もできない期間について、どれだけ補償しますよということで計上するものになります。

【片桐委員】 この工事中止の期間というのは、実際、その契約者というのは何をしているんですか。

【水道局 北村工務課長】 この工事中止期間中は現場の維持管理を行っています。このため、会社自体の経費としてかかってくる部分をカバーするというものになります。なので、工事で、こちらで発注しているものについて何もやることがないというような期間になります。

【片桐委員】 手待ちの日があると、その分だけ人件費を積み増して手当てしないといけない、ということなんですか。

【水道局 北村工務課長】 そうすることになります。

【片桐委員】 それ、工期は別に延ばさなくていいんですか。

【水道局 北村工務課長】 後々こういったことが重なってきますので、後々で変更をかけて延ばす形になると思います。その都度延ばすというわけではありません。

【片桐委員】 そうすると、延ばしたところでもお金を払うし、手待ちになったところでも追加の費用、両方追加の費用を負担しなければならないという、そういったようなものなんですか。

【水道局 北村工務課長】 中止経費で何もできない期間の金額を変更するという部分と、あと工事の絡みでいろいろ金額面で増額、減額というところがあると思いますので、その部分を一緒くたに考えていらっしゃるかもしれないですけど、そこは別物で、工期の部分と中止の部分と工事で現場に入って変更になった部分では変更する中身が違いますので、分けて考えるということになります。

【片桐委員】 そうしますと、今回のこの案件だけだった場合、仮に、近隣住民の苦情で工期が延びたよということになった場合は、その部分は追加の費用は発生しないという認識でよろしいんですか。

要は手待ちの日数の部分のお支払いをすることで工期が延びてしまった分の人件費の負

担はそこはないという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

【水道局 北村工務課長】 中止で手待ちの部分で本来業務ができるはずだった部分ができなくなっていますので、その部分の手待ちとしての人件費等をここで払っているという、それが中止経費というものです。

【片桐委員】 そうすると、普通に工事をするときの人件費よりも安い金額か何かになっているわけですか。すみません、予定価格のところがよく分からないので、教えていただきたいんですが。

【水道局 北村工務課長】 今回のケースでは、簡便法というものでやっていまして、その中止日数に決められた率を掛けているだけという形になりますので、特別何か積み上げてとか、そういった形ではないということになります。

【片桐委員】 そうしますと、例えば10日間中止の期間に対して日数掛ける単価というのを掛けて、今回のこの80万だ、20万だかの金額と百何万の金額が算定され、それは補償いたしますと、お支払いすると。

仮にこれで工期が延びなければ、当然さらなる契約の変更は発生しませんよと。ただし、この中止期間が20日ぐらい発生したせいで工期が延びてしまいましたと、後ろに。この場合は、それはそれで別途お支払いをしなければならない、そういう認識でいたほうがよろしいのでしょうか。

【水道局 北村工務課長】 中止経費はあくまでも伸びた部分等への補償ですので、今後これ以上、金額を払うとか、そういったことにはなりません。

【片桐委員】 分かりました、分かりました。ということであれば、問題ないかなと思います。

さらにこれで延びた後ろの部分に対しても契約変更で請求が来るのかなと思ったんですが、それはないということですね。

【水道局 北村工務課長】 はい、そのとおりでございます。

【有川部会長】 よろしいのでしょうか。大丈夫ですかね。

私からもちょっと一、二点聞きたいんですが、21ページのこの辞退理由に書いてある技術的に履行が困難な案件のためと言っている会社については、具体的にどんなことなのかということをヒアリングしているのでしょうか。

【水道局 杉山契約課長】 こちらについては、ヒアリングはしておりませんで、電子調達システムで辞退した場合の辞退理由を記載していただく欄がございまして、ここに記載してあった内容を転記してございます。

【有川部会長】 記載してあったのはまさにこの文章ですよ、「技術的に履行が困難な案件のため」。でもこれだけでは何が問題なのかがさっぱり分からないと思うので、さらに追加の問いは発しないんですか。

【水道局 杉山契約課長】 そうですね、制度上深掘りをするというルールではなく、現状さらにヒアリングしてということは今回は行ってございません。

【有川部会長】 先ほど飯塚委員から別な案件で、ちょっと話は同じ趣旨になるんですけど、要は業者のほうからステレオタイプの答えをもらうだけではなくて、さらに記述式で書いてもらって、それらで1者入札の分析はできるというんですけれども、しかし深掘りしないと、こういうふうに抽象的に書かれたときに、発注者側として、今後どこに気をつける、改善すべきなのかということは、この回答では、せっかく辞退理由をもらっても次に進まないような気がするんですが、どうでしょうか。

すみません、繰り返しになりますけど、1者入札の結果になったときに辞退理由をこうやって聞いているのは、辞退理由をもとに次に1者入札が起こらないように改善策を立てるためなんで、要は辞退理由の分析がここで止まってしまうと、何のために1者入札を改善するためのステップを踏み始めているのかが全然用をなさないような気がするんで、ぜひこの辞退理由を聞くのならしっかり聞きたい、次の1者入札の改善に向けての辞退理由のヒアリング、そして改善策に直結するようなまとめ、検討、次の発注へ向けてのバトン渡しをしっかりとできるようにしていただきたいんですが。とりあえず、まず意見として申し述べておきたいと思います。

併せて今のとリンクするんですけれども、20ページのこの1者入札の状況について、どういうふうに分析されているんでしょうか。

【水道局 杉山契約課長】 総合評価方式とそれ以外の価格競争の契約がございまして、確かに入札の希望者数で言いますと、価格競争の場合ですと、大体5者程度、平均です。今回総合評価方式の場合は3者程度ということで、希望業者数で言うと、技術評価のほう若干絞られる状況にはなっております。

ただ、技術力を含めて比較競争をして契約をしていくという意味では、3者以上、平均では確保できているので、現状の制度でも目的は果たしていると考えてございますが、今回につきましては、結果として札を入れてきたのは1者ということで、辞退理由のところで、同種の工事を契約しているとか、あるいは配置予定技術者の配置が困難であったということで、これは一般的な価格競争を含めた辞退理由と共通する部分でございます。

今回技術的に履行が困難だということにつきましては、委員長ご指摘のとおり、さらに分析が必要だと考えており、不調の案件も出てきておりますので、不調対策の一環の中で水道局として検討していきたいと考えております。

また、水道局側の積算と事業者側の積算のギャップがあつて取れないというケースもありますので、そうした辞退理由をきちんと分析をして、競争性の確保、また不調の回避につながるような検討をしてまいりたいと考えております。

【有川部会長】 あわせて分析結果を聞きたいんですけれども、高落札率になっている、一発の入札で1者が99.9%という落札率でこの札を入れてきている、これについてどういうふうに分析されていますか。

【水道局 北村工務課長】 この工事の積算基準ですが、配水管工事積算基準というものが水道局にございまして、あとこの基準に記載がないものにつきましては、各工法の協

会などの基準を使っていますが、そういった基準関係が基本的に既にオープンになっているものがほとんどということになりまして、業者のほうで、かなり正確に積算ができるという状況がございます。

ということで、やはり私どもで積算する金額と業者が積算する金額が大分似た形になってきてしまっているという部分は、世の常、今の世の中の状況として、他の分野でも同じ形でなってきたりしているのではないかと分析はしております。

【有川部会長】 本件工事だけでなく全体的な傾向として今のお話でいくと、こういった工種については、落札率はほぼ99%台で推移するのが普通だというふうに聞こえるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

【水道局 北村工務課長】 局で積算しているものと業者が積算するものが大分近いものになってきているというところではそうですけれど、あくまでもそれを業者のほうで受注する気があるのかないのか、あと人気がある工事なのかどうかという部分など、業者の受注意欲次第で落札比率の設定が決まってくると思いますので、そういった部分は、ちょっとなかなかよく分からない部分ではあります。

あと世の中の状況としましては、国や都、市町などで強靱化、老朽化対策、耐震化などいろいろな叫ばれている中で、工事件数も多く出ているような状況だと思いますので、どちらかというと、業者が公表されている中身を見て選べる状況というところは、思うところではあります。

【有川部会長】 1者入札で、かつ一発で99.9%で札が入っていることについては、やっぱり都民の疑念が起こらないように99.9%の高落札率の原因分析、こういうふうに分析している、あるいはなぜ1者しか札を入れてこないのかと、その原因分析をきちんと都民に説明できるように常に分析して、もし次の入札に、同様の入札において、改善が図れるとしたらどういった点があるのかというものを、その改善策としてある程度検討して、その検討結果を次の担当者たちにバトン渡しできるような、そういう整理をしておくということが非常に重要だと思いますし、とりわけこういった高額の仕事については、極めて重要だと思うんですけれども、感想だけでも結構ですので教えていただきたいと思います。

今すぐ回答が難しいようでしたら、取りあえず私のほうでそういう感想を持っていますので、あと他の委員から、それについて何かここは言い過ぎだとか、あるいはこれを加えたほうがいいのかというのがありましたら言っていただいて、本案件についての改善点としたいと思いますが、どうでしょうか、他の委員から、何か。いや、そこまで言う必要はないとか、そういう意見でも結構です。

それでは、時間も押していますので、すみません、議案2について当部会としては次の点をさらに改善を図るよう検討していただくということで、審議を了としたいんですけれども、繰り返しになりますけれども、1者入札と1回の札入れで高落札率になっているこの状況について、きちんと原因分析をしていただきたいと思います。

とりわけ1者入札の分析については、辞退理由の突っ込みといいますか、さらなる調査

が不十分なところがありますので、1者入札とそれから高落札率、とりわけ1者入札の原因分析については、さらに詳細な分析を行っていただき、次の入札手続に向けての改善を検討していただきたいという意見を付して本議案を了としたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 じゃあ、今の附帯意見を参考にしていただきまして今後の入札手続をよろしくお願ひしたいと思います。

長時間、水道局の皆さん、ありがとうございました。

【水道局 杉山契約課長】 貴重なご意見ありがとうございました。

(水道局職員退室)

(交通局職員入室)

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案3の事業所管局である交通局的出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【交通局 中島契約課長】 交通局契約課長、中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【交通局 村岡建築課長】 交通局建築課長、村岡でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案3をご覧ください。

1者入札及び高額の事案として抽出されました案件で、件名は浅草線西馬込駅外9駅ホーム床改修工事です。

本件は一般競争入札により発注を行ったものであり、申請1者、資格確認1者、応札1者で落札率は99.66%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、早速本事案につきまして意見や質問のある委員は挙手をお願いします。

はい、平田委員。

【平田委員】 ご説明いただきました工事額は全部で15億円に近いのですが、工事内容が車両との段差縮小と、それから隙間縮小、それからブロック改修工事ということで、もともと算定しておられる予定価格が14億台なんですけれども、やっている工事がそれほどになるものなのかちょっと分からなくて、事前のご説明でも質問させていただきました。

私、建築なものですから、そんな大規模なものなのかということで事前に伺ったのですが、全体を張り替えたりとか、そういうような中身が入っているのかを教えてほしくて、何か資料に書いてある内容がそれほどすごい14億円もかかるようなものなのか分からないんですね。例えば夜間に工事を行う必要があるから、人工でそれらが割増しになっているとか特別条件が入っていると思うんですけど、そのことは何も書いていないので、追加

説明をお願いできないでしょうか。

【交通局 村岡建築課長】 資料をちょっとご覧いただきたいんですけど、改修前と改修後の写真を載せております。このホームの先端のかさ上げでは、車両の出入口とほぼほぼ平たんな形になるまでホームの先端を上げていきます。

あわせて、先端部に黄色い部分が少し見えると思いますが、こちらはくしゴムといいまして、車両とホームの先端の隙間を少なくするためのものです。これをホーム全長にわたって施工します。

施行条件としては夜間、基本的には終電から始発の間に工事を行っております。

【平田委員】 そうしますと、先端部分だけで、イメージがホーム全体を何かほじくり返して一回外して上げたりとか、何か大規模なのかと想像したんですが、工事箇所は確かに複数の、この資料の2ページというんですか、改修工事の写真のビフォーアフターが載っているものの、右側にこの駅の名前が書いてあるんですけど、ホームは一駅に1本みたいな感じですよ、多分。

【交通局 村岡建築課長】 上りと下りがございますので、一駅につき2本あるとご認識ください。

【平田委員】 2本もあつて数もあるからということで、先端部、工事箇所は全体にわたるものなんじゃないかな。

【交通局 村岡建築課長】 ホームの始点から終点まで全てを行うということでございます。

【平田委員】 そうすると、一駅、簡単にちょっと分からないんですけど、15億円とすると10駅なので、1.4億円、一駅について2ホームあるから半分で7,000万ぐらいであるという感じの規模感の工事となるということなんですかね。

【交通局 村岡建築課長】 はい、そのとおりです。

【平田委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 他に、はい、飯塚委員どうぞ。

【飯塚委員】 高齢者、車椅子、ベビーカーというのが、最近出てきたものじゃなくて昔からお客様が使っているわけですよ。当初のホームの設置の工事の中で、どうしてそういう要素を考慮しないで造ってしまったんですか。むしろ当初の設計が十分でなかった、その不十分さを補うための改修工事というように思うんですが、違いますか。

【交通局 村岡建築課長】 この浅草線につきましては、開業後、約60年経過しております。その間、ホームと車両の隙間と段差の基準が変わっており、最新の基準に合わせるためということで、今回のホーム改修工事を行っております。

【飯塚委員】 このドアの開け閉めの工事とは関係はないんですか。

【交通局 村岡建築課長】 ホームドアと、今回のかさ上げ工事について、直接的な関係はございません。

【飯塚委員】 はい、分かりました。

【有川部会長】 他にありますでしょうか、
片桐委員。

【片桐委員】 教えていただきたいんですが、吉田石材工業さんと令和3年、4年、5年と実績があるということを事前にご説明いただいて質問で回答いただいたんですが、この浅草線のホームの同じような床の改修工事で、この落札者以外で工事をやった駅というのはありますか。

【交通局 村岡建築課長】 浅草線は全20駅ございまして、東京都が管理している駅はそのうち19駅になります。その中の駅の改良工事、今、泉岳寺なんかで行われているんですけど、あとは大規模なリニューアル工事を実施している駅を除いた駅の中で、今回は吉田石材さんにホームの改修を行っていただいております。

そのホームの中には、構造的な補強が必要なホームがあり、それにつきましては他業者の方が施工を行っております。

【片桐委員】 同じホーム床の改修工事に関しては、どうなんでしょうか。

【交通局 村岡建築課長】 構造補強が必要のない工事につきましては、吉田石材さんのほうで、浅草線全体の改修を行っているという状況でございます。

【片桐委員】 そうすると、この吉田石材さん以外で、浅草線の三田線のホーム床の同様の改修工事は行われていないという認識でよろしいですか。

【交通局 村岡建築課長】 構造補強が必要なものについては、他業者さんでやっていただいております、出来形としては構造補強が必要なものも、この資料の改修後のような状況にはなっております。

【片桐委員】 吉田石材さん以外の方が全く同じ工事はやっていないという認識でよろしいですか。

【交通局 村岡建築課長】 全く同じではないと言われると、そのとおりです。

【片桐委員】 そうすると、ちょっと追加で教えていただきたいんですが、入札のときの資料の中で、資格審査で入札参加資格者というのが、これ11ページというところにあるんですが、格付が2ということで、売上高が7億1,800万円というふうに書いてあります。これは恐らく令和5年、6年度資格審査申請時のものであるということだったので、そうすると令和4年度か5年度かの吉田石材工業さんの売上高という認識でよろしいのでしょうか。

【交通局 中島契約課長】 資格審査は2年に1回行っておりまして、その審査の前年の売上げを提出していただき審査を受けますので、5、6年度の資格審査書だとすると、令和4年度の売上高が記載されているのではないかと理解しております。

【片桐委員】 ありがとうございます。そうしますと、これ令和4年度の契約で、12駅の同様のホーム床の改修工事をこの落札者が行っているようなんですが、そのときの金額というのはいくらだったんでしょうか。

【交通局 中島契約課長】 令和4年度の契約については、すみません。今、手元に契

約金額を持っておりませんで。

【片桐委員】 じゃあ、ちょっとそれは後でご回答いただいて構わないんですが、売上高は7億1,800万円というふうになっておりまして、例えば。

【交通局 中島契約課長】 すみません、分かりました。令和4年の三田駅外12駅のホーム床改修の契約金額でよろしいでしょうか。

【片桐委員】 はい。

【交通局 中島契約課長】 こちらは、契約金額が11億1,100万円になっています。

【片桐委員】 そうですか。じゃあ、ちょっとごめんなさい。7億という売上高は、この数字というのはもう少し前の期間の数字になってくるんですね、きっと。資格審査、7億1,800万円というのは、令和4年じゃないんですね。令和2年以前とか、そういう形になりますかね、そうすると。

【交通局 中島契約課長】 三田線の工事は令和4年7月1日の契約締結でございますので、4年度の売上げには反映されていないかなと思います。

【高橋契約第一課長】 すみません、契約第一課長の高橋と申します。

先ほどおっしゃられたように、資格審査自体は2年に一遍やっております、5、6年度の資格で言うと5年度中にやるので、恐らく令和4年度の契約実績であると思いますが、工事の実績が、支払いがどこまでされているかということによっては売上高が多分変わってくるかと思いますので、先ほどおっしゃられた令和4年の三田線の11億とありますけども、全てが終わっているということであれば、あり得る数字なのかなというふうには考えております。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございます。ちょっと今、要は何を知りたかったかと言いますと、この令和4年で12駅の同様の床の改修工事をしていて、11億とおっしゃっていただきましたつけ、金額は。契約金額。

【交通局 中島契約課長】 はい、そのとおりです。

【片桐委員】 そうですよね。今回、10駅で14億8,000、まあ15億ということで、かなり値上がりしているように感じられますが、それはこの駅の特徴が原因なのか、単価がやはり上がっているということなのか。どちらなのか、お分かりになりますでしょうか。

【交通局 村岡建築課長】 材料単価や労務単価についてもここ数年、上昇傾向ということで、上昇しているというのは、間違いないと思います。

施工内容については、基本的には浅草線も三田線も同じですが、三田線の方は部分的な改良やかさ上げでございますので、金額が変わっていると認識をしております。

【片桐委員】 ありがとうございます。7億から14億になっちゃったのかなと思ってちょっと心配したんですけど、そこまでではなかったということでよく分かりました。ありがとうございます。

【有川部会長】 他にありますでしょうか。

私から一点ちょっと聞きたいんですけども、構造補強が必要なものについては、他の

業者もやっているということなんですけども、その構造補強が必要なものをやっている業者は、本件のようなものには履行可能ではないんですか。

【交通局 村岡建築課長】 技術的には、問題なく施工できるとは思っております。

【有川部会長】 どちらかといえば、構造補強が必要なもののほうが複雑になるわけですね。

【交通局 村岡建築課長】 はい。

【有川部会長】 そちらができる業者が本件のような工事に手を挙げてこないのは、どういう理由からなのでしょう。

【交通局 村岡建築課長】 本件につきましては、たしか1者のみの入札と認識しております。なぜ1者かというのは、すみません、我々もちょっと知るよしはないんですけど、過去の同様な工事において3者希望があり、2者指名されたということがあったとも聞いていますので、基本的には同じような工事であれば、できる業者は複数いるというふうに認識しております。

【有川部会長】 希望制の入札、指名競争じゃないので、こういった一般競争の場合は、過去にこういったものに参入してきた業者、あるいは履行した業者について、なぜ参入してもらえないのかというふうなことは聞き取りをするようなことはないのでしょうか。

【交通局 村岡建築課長】 例えば工事が不調になった場合に、辞退された方にヒアリングをしていますが、今言われたような観点で何か業者の方と我々でやり取りをするようなことは、今まではなかったと思っております。

【有川部会長】 この分野が、つまり吉田石材しかできない業種だということであればともかく、構造のいろんな補強が必要な工事については、他に履行している業者がある以上は、ぜひ競争性が確保できるように参入してこない業者も参入できるような競争環境はどうやったら作られるかというのを、つまり、なぜ吉田さんしか手を挙げてこないのかというその原因分析を、ヒアリングできないとしても、ぜひ発注者側として独自に原因分析をされて、次の工事での競争性を確保する工夫をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

【交通局 村岡建築課長】 おっしゃるとおりで、そういったことをやっていきたいと思っています。その業者さんと我々是对話したわけではないんですが、やっぱり今回のようなプラットフォームの床改修はなかなか特殊な工事のため、鉄道の運行に支障を来さないこと、あとは深夜間の限られた時間内で迅速かつ安全に施工する必要がありますので、どうしても経験値がある業者さんが比較的手を挙げやすいというところはあると思っています。

ただ、対応可能な業者さんは、これまでのことから数者あると我々は考えていますので、例えば、本来であれば、施工条件を改善するなどにより、できるだけいろんな方に参入していただくような工夫をしたいところではあるんですが、どうしてもホームの先端での工事ということで、昼はお客さんがいる、工事をするにしても軌道の中に入っていかな

いといけないというような特殊性はございます。

なので、我々としてもそのあたりに非常に苦慮しているところではあるんですが、改善していかないとけないという問題意識を持ちながら、工事発注をさせていただいています。

【有川部会長】 他の委員、何か追加で質問等がありますでしょうか。

今、私が投げかけた質問に対して、積極的に改善していただくことはぜひよろしく、改善を検討していただくことはぜひお願いしたいと思いますけれども、当部会の議案3に対する意見としては、特にこういった改善をしていただきたいというのを具体的に申し上げずに、結論としては入札手続の規定どおり行われているという結論でまとめたいと思いますが、何か追加の意見がありましたらお願いします。

ありませんでしょうか。

平田委員も含めて、よろしいでしょうか。手続は適正に行われているという結論にしたいと思いますが。

(異議等なし)

【有川部会長】 それでは検討課題はまだありますけれども、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。長時間ありがとうございました。

【交通局 中島契約課長】 どうもありがとうございました。

(交通局職員退室)

【有川部会長】 それでは、ここで休憩を取らせていただきます。ちょっと短いんですけど、3時45分再開でお願いします。

(休憩)

(下水道局職員入室)

【有川部会長】 大変お待たせしました。それでは、議案4に入りたいと思います。

担当部局でご説明をお願いいたします。

【鵜澤電子調達担当課長】 はい。それでは、議案4の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。

ご紹介をお願いします。

【下水道局 筑波契約課長】 下水道局経理部契約課長の筑波と申します。よろしくお願いいたします。

【下水道局 樋田砂町水再生センター長】 同じく下水道局砂町水再生センター長の樋田と申します。よろしくお願いいたします。

【下水道局 山本施設保全課長】 同じく下水道局施設管理部施設保全課長の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案4をご覧ください。

同一事業者による長期継続受注及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は東部汚泥処理プラント機械濃縮設備補修工事です。

本件は、希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望2者、指名5者、応札1者となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は、以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、本事案について意見、質問がありましたら、各委員、挙手をお願いします。

平田委員。

【平田委員】 ご説明いただきたいのは、もともとこれを施工したのがこの受注した会社になっていて、それを計画的にずっと補修している形態なのかという点のちょっと経緯の説明をお願いしたいというのと。

もう一つ、2つ目が、技術的に履行が困難な条件のためとおっしゃっているんですが、何か特殊な設計とか、その会社じゃないとできないようなものが含まれているのでしょうかというのを伺いたいです。

【下水道局 樋田砂町水再生センター長】 今のご質問にお答えさせていただきます。砂町水再生センター長、樋田でございます。

最初にこの機器を納入しましたのは、受注者はメタウォーター株式会社でございます。その後、今回の補修工事でも受注したのがメタウォーター株式会社となっております。

技術的に難しいという理由で辞退されているということにつきましては、企業活動の結果なので、詳しいことは分かり得ませんが、技術力の高い技術者を配置することが難しいのではないかと想像しております。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設管理部施設保全課長の山本と申します。少し補足させていただきます。

皆様に事前にお配りしたペーパーを1枚つけさせていただきました。これを見ていただきますと、左上が実際の機器の写真で、その中の構造を示したのが右側の漫画絵でございます。見ていただくとおり、汚泥を水が通過するようなメッシュ状のベルトの上に載せ、そこを通過させるだけのものですので、非常に単純で簡単な構造になっています。そのため、製作者でない会社も出来る非常に簡単な工事で、特殊なものではないという事でございます。

以上です。

【平田委員】 すみません、そうするとこのメタウォーターさんじゃなくてもできるはずだけれども、応札してこなかったというような構図が何年か続いているんですかね、その状態が。

【下水道局 樋田砂町水再生センター長】 そうですね。この形の濃縮機が入ってから、何回か補修工事に出しておりますが全てメタウォーターが受注しているという結果になってございます。

【平田委員】 ありがとうございました。

【有川部会長】 他の委員は、意見や質問はありますか。

飯塚委員。

【飯塚委員】 この汚泥処理プラントの補修工事というのが、2、3、4、5、6と毎年行われているんですよね。なぜ、毎年、補修工事が必要なんですか。

【下水道局 樋田砂町水再生センター長】 砂町水再生センター長、樋田でございます。

このタイプの濃縮機は、東部汚泥処理プラントに全部で7台納入して設置されてございます。その7台のうち2台、もしくは3台ずつ、順次補修をかけているという状況になりますので、同じものを毎年出しているわけではなくて、複数号機あるものを順番に出しているという状況でございます。

【飯塚委員】 じゃあ、1か所について、7年ぐらいは一度やれば持つということなんですか。

【下水道局 樋田砂町水再生センター長】 現在7台ありまして、2台か3台ずつ出しておりますので、大体3年に1回ぐらいのペースで、これまで補修してきているという状況でございます。

【飯塚委員】 最近、マンションのリフォームについて公取委が入ったということをご存じだと思います。マンションのリフォームは、A社がつくれば、A社の子会社的なAリフォームというのが落とすということが全国的に行われていたけれど、それに対して、それはおかしいだろうということで、公取委が現在調査中なんですけれども、そういう時代になっている。

あるいは、エレベーターがそうですね。エレベーターを造った業者と補修の業者が昔は一對一だったけど、今は3分の2ぐらい全く関係ない業者が入っていると。

もう時代はそういうふうになっていますから、この17ページの表なんかをしかるべきところが見たら、これは何だというふうになっていく、そういう大きな流れを皆さんも感じてほしいと思います。

FTCの手が入ってからじゃ遅いので、まして簡単なことだということなら、余計、他の業者でもできるような工夫をしていくということは、発注者としての責務だと思います。

以上です。

【下水道局 筑波契約課長】 ご意見ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおりだと思いますので、私ども先ほどこちらからご説明したとおり、どこの業者でも行えるということで広く希望を募りまして、契約をしているということでございますので、今後もそのような形で広く、きちっと仕様書など誰でもやれるということが分かるようにして公表してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【下水道局 山本施設保全課長】 先ほどの仕様書を分かりやすく、図面を分かりやすくという事とともに、発注時期を平準化と言いまして、昔ですと3月末に完了が集中していた工事を分散させるようにして、技術者もしっかりと確保しやすい時期に、うまく分散

して出せるような事も工夫しておりますので、そういった事をしながら、より一層、いろんな方に手を挙げていただくように努力して参りたいと思っております。

【有川部会長】 片桐委員、どうぞ。

【片桐委員】 これ、参考見積を取っているんですかという質問を事前にさせていただいたんですが、算定できないので見積を徴収し、価格を決定しているというご回答をいただきました。この見積を徴収してというのは、これはどこから見積をもらっているのでしょうか。

【下水道局 樋田砂町水再生センター長】 砂町水再生センター長、樋田でございます。

工事価格を算定するに当たって、標準価格とか公刊図書で単価があるものはそれを使いますが、今回の補修工事に関しては単価がないものがありますので、その部分の見積を取ってございます。

見積先は、同じような機械を作っているメーカー、それからこの工事で入札資格があるメーカーということで複数社を選び見積を取っているという状況でございます。

【片桐委員】 ありがとうございます。他の案件で、多分同様の機器を持っている、作っていらっしゃるという、そういうことでよろしいですか。

【下水道局 樋田砂町水再生センター長】 そうですね。

【片桐委員】 そちらは別の場所の汚泥処理機の修繕、当然それは製造されたんでしょうけど、製造されて補修もされているという、そういうメーカーさんになるんでしょうかね。

【下水道局 樋田砂町水再生センター長】 はい。東部汚泥処理プラントではないですが、他の機場ではそれぞれ入ってございます。

【片桐委員】 そうすると、製造メーカーと違う者が補修に入るとすると、そういったクロスというか、他のところが入る余地はあると、物理的に、そういう認識でよろしいんでしょうか。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設保全課長の山本のほうから補足させていただきます。

先ほど申し上げた会社ですが、当局に入っているのは、4者になってはいますが、こちらは製造した会社でございます。

見積を取っている会社については、それが設置できる会社でございまして、こちらは実際、今回製作している会社ではないのですが、設置はできますので、そういった会社に対して、見積を取っているというところでございます。

【片桐委員】 ありがとうございます。見積を複数から取っていただいているということであればいいと思います。できれば、やっぱりそういったところに入札に参加していただけるような一工夫が必要なのかなというふうに思っているんですけれども、何か対応策みたいなものをお考えになってはいらっしゃいませんか。

【下水道局 山本施設保全課長】 先ほども申し上げましたけれども、我々としては出

来るだけ手を挙げていただきたいと思いますので、仕様書に施工条件などを分かりやすく書いたり、図面にも、例えば搬入口などを現場を見なくても分かるように書くなど、そういった工夫をして、出来るだけ多くの方が手を挙げやすいように努力して参ります。

【片桐委員】 ありがとうございました。

【有川部会長】 あと私からもちょっと1点、伺いたいんですけど、17ページのこれまでの入札状況表の中の6年度と5年度のこの希望2者というのは、どことどこが希望したんでしょうか。

【下水道局 筑波契約課長】 （非公表部分）とメタウォーターでございます。

【有川部会長】 これは、この7年度と同様ということなんですね。

【下水道局 筑波契約課長】 はい、同様でございます。

【有川部会長】 そして最終的にメタウォーターさんだけが札を入れていると。（非公表部分）の辞退理由は、今年とどういうふうに違うんでしょうか。これまで。

【下水道局 筑波契約課長】 同様でございました。

【有川部会長】 そうすると、前もった辞退理由が全然変わっていないということですかね。つまり技術的に履行が困難だということを毎年希望しておきながら出してくる。その理由をそのままそうですかと受け取るというのは、おかしくないですか。

【下水道局 筑波契約課長】 指名された方が辞退届、入札をされずに辞退届を出されるときには、それぞれの会社のご事情を入れていただくということになっておりまして、こちらについて、全者ご辞退されて不調になった場合には、もう少し詳しいご事情をヒアリングすることもございますが、結果的に落札で契約となった場合につきましては、辞退の理由についてちょっと詳しいヒアリングまでは行っておりませんで、そういったご事情なんだなということをこちらではちょっと承知したということになっております。申し訳ございません。

【有川部会長】 くどいようで大変申し訳ないんですけど、技術的に履行が困難だということを5年度で言って、6年度を希望してきたときには、お宅の会社は履行が困難だと言っているのに、今年は改善されたんですかと聞くのが普通じゃないかと思うんですけども、そのまま指名しておいて、もう一回同じように辞退されて、技術的に履行が困難です。ああ、そうですかと言って、またもう一回繰り返す。3か年繰り返しているというのは、ちょっとやっぱり発注者として疑われるんじゃないかなって気がするんですがどうでしょうか。

【下水道局 筑波契約課長】 こちら、辞退届の理由というのは、割と簡略的な形でいただいております。先ほど今年の辞退の理由について、ちょっとこちら話がありましたとおり、技術的に会社としてできないというよりは、高い技術力のある技術者を配置するのが難しいというようなことで、ご事情でということですと、やはりちょっと今そういったことが大変多くなっておりますので、やむを得ないのかなというふうに考えておるところでございます。

【有川部会長】 できれば推定ではなくて、こういうふうな辞退理由が出たときは、先ほどヒアリングするケースもあるということです、一般の都民として見たときには、これはどうしてヒアリングしないんだろうという、もう率直に疑問になると思いますので、ぜひ競争性を確保する、いろいろ工夫される、一丁目一番地のところがやっぱりちょっと欠けているような印象を与えかねないので、そのところはぜひ17ページの表と併せて、この辞退理由のところの分析をもうちょっとしっかりやってもらう必要があるかなと思いました。

私は個人的にそういったのを感じたんですけども、飯塚委員と同じような話を繰り返して大変恐縮ですけども、他の委員で何か追加されるところはありますでしょうか。

じゃあ、時間も押していますので、取りまとめたいと思います。

これまで各委員から出た意見を踏まえまして、競争性の確保のためにいろいろ工夫検討されているということではありますけれども、頂いた資料等を踏まえますと、これまでの過去の入札状況や、あるいは辞退理由等を併せて読みますと、競争環境の確保のための分析や、あるいはそれを踏まえた改善がまだ不十分だというふうに思われますので、その辺のところをさらにしっかり取り組んでいただくということを条件にして、本案件を了したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

何か追加することはありますでしょうか。よろしいですか。

(異議等なし)

【有川部会長】 では、今申し上げたところを附帯意見としてつけさせていただいて、本案件についての審議を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

(下水道局職員退室)

【有川部会長】 大分時間が押して大変恐縮なんです、それでは急いで頑張るということで、議案5に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【鵜澤電子調達担当課長】 事務局から議案5、6の談合情報に関する審査をいただく前に、本部会における審査の前提について、改めてでございますが、説明をさせていただきます。

都では、都発注契約に関する談合情報入手した際におきましては、発注者として契約の続行可否の判断が必要となります。そのため、談合情報取扱要綱で定めました事務手続きに基づき、談合情報処理検討委員会を開催し、可能な範囲で調査をしているところでございます。

こちらは、談合の有無の認定をして、告訴・告発などを目的としたものではなく、契約の続行可否の判断をすることを目的として調査を行うものでございます。こうした目的を踏まえまして、本部会においては、談合情報検討委員会が審議しました入札談合情報の内容、審議状況、入札参加者の事情聴取の状況等に関する報告書及び説明に基づき、談合情報処理の手の続の妥当性について審査をお願いするものでございます。

改めてということで恐縮でございますが、審査いただく前提について説明をさせていただきました。ありがとうございます。

そうしたら、次局、入室まで少しお待ちください。

(設置局職員入室)

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案5の談合情報検討委員会設置局であります(設置局)の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【(設置局 A)】 (設置局 A)です。よろしくお願いいたします。

【(設置局 B)】 (設置局 B)と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案5をご覧ください。

令和6年6月に談合情報処理を行った事案でございます。(非公表事項)から寄せられた情報につきまして、(設置局)において、談合情報処理検討委員会を開催したものです。

談合情報検討委員会は、2回行われました。その結果、入札執行と判断したものでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、本案件につきまして質問、意見がある委員、挙手をお願いします。

じゃあ、私のほうからちょっと最初に聞きたいと思います。

13ページに書いてある検討委員会の報告書を、審議会議案兼報告書ですけれども、ここに書いてある情報内容というところに、下のほうの情報内容というところに書いてある、この言葉が談合情報として寄せられたという理解でよろしいでしょうか。

【(設置局 A)】 そのとおりでございます。広報部門に寄せられるメールに、短くこれだけが送られてきたということでございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

委員から特に質問、意見はありませんでしょうか。

私から先で大変恐縮なんですけれども、25ページのこの入札経過調書を見させていただきますと、1者が辞退して、残りの4者は、刻むようにして金額が並んでいます。(設置局)によるこの調査検討委員会の調査の内容、あるいは検討の内容につきましては、特に異議はないんですけど、私どもの立場上、この実態、このような入札結果について背景にどういったことがあるかを追求する、そういうふうな機能は持っていないと思いますので、要はこういったのを、こういう外観を見させていただくと、ちょっとなという、やや疑問を持ちかねない状況の入札経過になっているところもありますので、私個人的にはしかるべきこういったものを追求していく、調べていく機関に対して、的確な情報提供をするのが次に求められる段階ではないかと思いますので、それがどのようにこの検討委員会の結論の後、つまり入札手続を進めたということに関しては異議ありませんが、その後この状況について関係機関にどういうふうなアクションをしたのか、少しお伺いしたいのですが。

【(設置局 A)】 まず、ちょっと補足をこちらの数字、入札経過調書の数字につい

てちょっとお話がございましたので補足させていただきますと、こちら情報をいただいたのが各5者の皆様の辞退届と、この入札書を既にシステム上登録された後に情報が来てございます。

それで、もちろんこちら開札をせずにヒアリングを行ったんですが、それぞれの会社それぞれの会社ごとにちゃんときちっと積算をしているかどうか、内訳書を提出させておまして、その照合ということは行っております。

こちら、しかるべき機関にということで、公正取引委員会と警視庁のほうに、こちら契約確定の日に即日、電話と文書によってご報告をして、調査機関に委ねたということでございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

他の委員から何か質問、意見がありますでしょうか。

なければ、先ほど冒頭申し上げましたように、本手続につきましては、ルールに基づいて適切に執り行われていると、入札の手続が進められたことについては異議はありませんという結論にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 どうもありがとうございます。当部会の意見は以上でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(設置局職員退室)

(設置局職員入室)

【有川部会長】 では、引き続きまして議案6に入りたいと思います。

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案6の談合情報検討委員会の設置局である(設置局)の出席者を紹介させていただきます。

【(設置局 A)】 (設置局 A)と申します。よろしくお願いいたします。

【(設置局 B)】 同じく(設置局 B)と申します。よろしくお願いいたします。

【鵜澤電子調達担当課長】 それでは、議案6をご覧ください。

令和6年7月に談合情報処理を行った事案でございます。(非公表事項)から寄せられた情報について官製談合に関する情報であるため、(設置局)において談合情報検討委員会を開催したものです。談合情報検討委員会は、2回行われました。その結果、契約締結と判断したものでございます。

説明は、以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、各委員、質問、意見がありましたら、挙手をお願いします。

周辺のことでもちょっとお伺いしたいんですが、29ページの入札経過調書をちょっと見ていただいて、調査基準価格を下回った業者が調査票等の提出がなかったため落札者としないう結論が書いてありますけれども、その提出しなかった理由について分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

【（設置局 B）】 詳細になぜ出さなかったかというのは、あくまで社としての判断になりますので分からないんですけれども、低入調査になりますと。調査票の提出をという話をしたところ、会社のほうから提出できません、しませんという申出がありまして、落札者としなかったということでございます。

以上でございます。

【有川部会長】 総合評価で国交省の通達に基づいて特別調査基準価格に引っかかると、膨大な時間と資料を求められるので、もう引っかかった瞬間に、もう最低制限価格のように降りていってしまうという現象はよく見られたところなんですけれども。こういった工事のかなり大きな金額を、調査基準価格に引っかかっただけで諦めてしまう原因はどういうふうに分析されているのかなと、この問題の談合関係の情報とは直接は関係ないんですが、分かりましたらまた後日、他の委員に説明していただければありがたいと思います。飯塚委員、どうぞ。

【飯塚委員】 今の29ページ、一番上の（非公表事項）の金額と調査基準価格の税抜の金額がほとんど同じですよ。下の方が（非公表事項）円、それが（非公表事項）円。要するに（非公表事項）円と定めてあるのを（非公表事項）円、（非公表事項）円上げただけで、この（非公表事項）が取っていると。

それに対して、東京都の見解は、もう積算基準や何かが公になっているからみたいに言っていますけれども、しかし積算というのは、積算基準に対して単価に数量を掛けていくものでしょう。その単価というのは、物価版に載っている単価もありますけれども、業者から見積を取って、業者というのはさらに下請の業者から見積を取って、出てくる単価に数量を掛けるという部分もあるんですよ。

そうだとしたら、この、（非公表事項）円しか変わらないというのは、説明できないと思うんですけれども、その見積から出発している積算の部分の差異を無視した、この東京都の見解というのは論理的ではないと思うんですが、どうですか。

【（設置局 C）】 あくまでこの入札参加者がどのように積算を行って、どれだけ近づいたかということなので、私としては、あくまで推測になってしまう部分もあるんですけれども、基本的にはこちらの工事につきましては、積算基準というのが先ほどお話しもさせていただいたとおり、公表させていただいているところでございます。

受注者の方に関しましては、この入札に向けて結構なエネルギーを投入して、この積算を行っている聞いております。そうした中で、これまでの実績ですとか、あらゆる刊行物ですとか、これまでの施工の実績なんかを踏まえた上で積算を行っていくものと認識しております。こうした中で金額というものは、結果として、このようなものになったのかなというふうに感じているところでございます。

【（設置局 A）】 先生、ご質問ありがとうございます。

すみません、今、先生おっしゃっていただいたそういった専門的なところの分析というところもある一方で、やはりこの談合検討委員会につきましては、冒頭申し上げたとおり、

専門の捜査機関ではないというところもございまして、やはり入札の続行可否を判断する上で、我々捜査機関ではない人間たちが必要な範囲で妥当な検証を行うものとして、そういった事業者の方々へのヒアリングですとか、実際にその積算ですとか、そういった部門にタッチした職員に対してヒアリングを行いまして、不適正な接触がなかったかですとか、情報漏えいがなかったか、そういったところについて、手続上、瑕疵がなかったかと、そういったことを判断させていただいているという内容になってございます。

【有川部会長】 他の委員はありますでしょうか。

平田委員。

【平田委員】 2件、たまたま談合情報の資料があるので、ちょっと違いをご説明いただきたいのですが、議案5のほうは全者に誓約書を取っておられるんですね。こっちのほうは(非公表事項)だけ、6のほうは。その違いがあって、それで官製談合の可能性があるのも、関係者となる東京都の方に聞いていらっしゃるのも、その違いは理解しているんですけど。何で(非公表事項)だけで、資料から見ると、ちょっと何かおかしいかと思う、先ほどの(非公表事項)とかそういうものは今回誓約書を取るということは、いろいろなことを本人から告白させなくても、誓約書を取ることで入札が可能な状態に戻してくださる改善策だと理解してございまして、それをなぜこの会社1者だけに6のほうは絞ったのか教えていただけますか。

【（設置局 A）】 時点が異なりまして、議案5に関しましては開札前になりますので、対象の業者全ての業者の方々にヒアリングをしています。今回の議案6に関しましては、そこが決まった後になってきますので、情報提供として、その業者が非常に近いという価格があるんじゃないかという情報提供なども踏まえながら、その1者にヒアリングいただいたということが違いでございまして。

あと、先生がおっしゃっていただいたように、官製談合というところもございまして、都の職員についてもヒアリングをさせていただいていると、そういった違いになってございます。

【平田委員】

入札者のうち2番の(非公表事項)が調査票等の提出をしないというのは、ちょっとイレギュラーな対応ではないんですかね。

【（設置局 B）】 調査票の提出がなかったですとか、数値的な失格基準に該当するということで低入調査をやった結果、いずれかの理由に該当するので落札者としらないというケースは多数ございます。

【平田委員】 それは、何か告発がある前の話ですか。

【（設置局 B）】 はい、そうです。

【平田委員】 その後にこちらの対応が。

【（設置局 B）】 あったということです。

【平田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【有川部会長】

確かにヒアリングすれば、談合なんかしていませんということで、客観的になかなか捜査機関でないのでは調べはできないと思いますけれども、ぜひしかるべき機関に適切な情報提供をしていただきたいと思いますし、そのことについてちゃんと記録して整理しておくべきだと思いますので、ぜひそのところを検討しておいていただければありがたいと思います。

【（設置局 A）】 先生、誠にありがとうございます。我々もこれはのっとりまして、最初に情報提供があったときに、まず捜査機関のほうに情報を提供させていただいておりまして、ヒアリングをさせていただく有無ですとか、そういったこともいただいた上で、この調査、全て終わった後にもしっかりと警視庁等に捜査機関に提供させていただいて、捜査機関の手に委ねているというところになってございますので、先生がおっしゃっていただいたように、適正な手続をしっかりとさせていただいております。ありがとうございます。

【有川部会長】 本件についても、また時間が押していて大変恐縮ですが、まとめに入りたいと思います。

結論としては、ルールにのっとり契約手続、入札手続が進められたという結論にしたいと思いますが、この部会の審議で出た問題意識については、十分今後の検討課題にさせていただくということを附帯条件としてつけさせていただいて、この談合案件については適正に行われたというふうに結論づけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【有川部会長】 飯塚委員、どうぞ。

【飯塚委員】 今、ルールにのっとりとおっしゃいましたが、ルールにのっとりるのであれば、この調査基準価格とこの（非公表事項）の（非公表事項）円の違い、これが適正なものかどうかを見極めるということがルールとして求められていると思います。

【有川部会長】 よろしいでしょうか。 部会長である私がルールにのっとりと言ったのは、この談合情報の処理についてルールにのっとり、つまりこの段階で入札手続を、契約手続をストップさせなかったことについて、ルール違反はないというふうな結論であって、この案件の契約内容について改めて入札監視委員会等で審議することはありうると考えます。したがって、先ほど言った結論は、本談合情報に係る議案6については、談合情報処理のルールにのっとりやっているというふうな認定をしたいと思いますがいかがでしょうか。

【飯塚委員】 そういう意味だったら、もちろんこれは結構です。

【有川部会長】 それでは、議案6については今のような結論にしたいと思いますので、通常の案件として選定する際の母集団に入れていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（設置局職員退室）

【有川部会長】

それでは、予定された議案はこれで終わることになりますが、これまでの審議の内容について取りまとめがなかなかうまくできなくて申し訳なかったんですが、いつものように米倉課長のところすみません、米倉課長でよろしいんですね。ここまでのところを要約していただければありがたいと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。

今日ご意見いただきました内容について簡単にまとめさせていただきます。

まず、案件の1番目、警視庁目黒警察署の案件でございます。

まず予定価格そのものが、その積算が妥当であるのかということにつきまして、各委員の方からご質問がありました。その内容について回答させていただいたところでございますけれども、その内容につきまして予定価格の算定についての妥当性、それから競争性の確保について重要性を指摘させていただきまして、そこにつきまして、例えば材料費と工事費の内訳につきまして、後で確認がありまして、その内訳につきましても後ほど報告をいただきたいということがありまして、警視庁のほうからそちらについて後ほど報告をいたしますというやり取りがございました。

また本案件は、入札結果を踏まえて1者入札になってしまったのかですとか、その過程で希望者が例えば9者あったのになぜ5者という指名に絞ったのか。それから5者指名になったのかかわらず不参や辞退が生じたのか。こういった観点からフォローアップして検討していくことが必要なのではないかというお話をいただきました。

1番目の案件につきましては、簡単ですけれど、以上になります。

2番目でございます。水道局の三鷹市新川六丁目地先排水本管工事でございます。

委員の先生から、入札に当たっての辞退理由を聞いているんですけれども、聞くのであれば、その内容につきまして具体的な改善ができる、具体的なところまで把握をしていただくのが必要ではないかといった意見をいただきました。また、そういった分析を常にすることを念頭に置いて、改善が図れるものであれば、改善策を検討していくことが重要であるというご意見をいただきました。

その他、各委員の方から工事中止に対する経費計上の考え方や工期の延長に対する考え方に関するご質問、それから総合評価方式を実施していますが、その技術点の状況に関するご質問、それから、かつて行っていました1者入札の中止、こちらの制度の現状に関する質問などがあり、回答させていただいたところでございます。

3番目の案件でございます。交通局の浅草線西馬込駅外9駅ホーム床改修工事でございます。

こちらにつきましては受注金額が非常に大型、15億円という金額に対して、工事の内容がそれぞれどのようなものかということにつきましてご質問があったところです。また、過去の契約金額と比較して、今回の契約金額が大幅に割高に上昇しているのではないかとといった観点からのご質問もありました。また、他に履行できる業者がいるというのであれ

ば、そういった方にも参加してもらえるように原因分析を発注側として行っていく、次の競争性確保のための工夫が必要なのであろうというお話をいただきました。

4番目の案件でございます。下水道局の東部汚泥処理プラント機械濃縮設備補修工事でございます。

こちらにつきましては、2年連続で希望しておきながら、同様の理由で辞退している方、事業者の方に対して、こういった方に対しても分析をしたほうがいいのではないかとといったお話がありました。また、元施工と異なる業者が保守を行うこともあることは、十分にご理解いただきたいと。そして公平な取引が行われることは、発注者側の責務であるというふうに考えているといったご意見がありました。また見積取得先からも広く入札参加をしていただけるような対応策を考えているのかといったご質問をいただきまして、回答させていただいたところでございます。

4番目の案件は以上でございます。

5番目の案件です。談合情報処理の(非公表事項)についてでございます。

こちらにつきまして、寄せられました談合情報について疑惑を追及する機関、警察とかそういった機関への確に情報提供することが大事であって、関係機関への情報提供を的確に行っているかという点についてご確認がありました。それにつきましては、局から適切に公取委と警視庁へ報告をしているという回答がありました。

5番目の概要につきましては、以上のとおりでございます。

それから最後になります。談合情報処理の(非公表事項)についてでございます。

こちらにつきましては、情報機関への適切な情報提供が徹底されたいというご意見がありまして、局のほうから適切に実施している旨回答させていただきました。

各案件につきましては、簡単ですけれど以上のとおりとなります。

【有川部会長】 どうもありがとうございます。雑駁な進行にもかかわらず、適切にまとめていただきましてありがとうございます。

各委員のほうから何か追加することがありますでしょうか。

ないようでありましたら、今のような点で最終的に議事録をまとめていただきまして、各委員のほうと最終的な調整をしていただき、最終的な結論を取りまとめていただければと思います。

本日予定されておりました議案については、これで以上で終了しますので、最後に何か議案を離れてでも何かありましたら、どうぞ挙手をお願いできればと思います。

ないようでしたら、事務局に進行をお返ししたいと思います。

【須藤契約調整担当部長】 有川部会長、議事進行ありがとうございます。委員の皆様も長時間にわたりまして様々なご意見をいただきましてありがとうございます。

最後になりますが、有川部会長、飯塚委員が令和7年8月30日をもって任期満了でご退任となります。本日の部会が最後となる予定でございますので、大変恐縮でございますが、

一言ご挨拶を頂戴できればと存じます。

初めに、有川部会長、お願いできますでしょうか。

【有川部会長】 各委員の皆様、それから事務局各位の皆様のご協力とご支援をいただきまして、8年間の任期を全うすることができました。本当にありがとうございました。

皆様におかれましては、公共契約が公共政策目的実現の手段でありますものの、今日その適否が政策目的の実現と密接に関連するようになっていることを踏まえまして、工事契約に限定せず公共契約全般について、具体的な問題が発生する前においても、的確にそのリスクを分析し、適切にそのリスクをマネジメントしていただきたいことを切にお願いしまして、挨拶としたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【須藤契約調整担当部長】 ありがとうございました。それでは飯塚委員、お願いできますでしょうか。

【飯塚委員】 8年間どうもありがとうございました。

8年前といいますと、小池知事が知事になって1年たったぐらいのときであります。私は特別顧問としてお手伝いをさせていただいて、その中で今日の議論とも関係するんですが、1者入札については無効にするということのある時期、決定いたしまして、新聞なんかに結構大きく載りました。

しかし、1者入札無効というのは、だんだん、何ていうんだろう、後ろに下がってきて、今ではもう影も形もなくなったかなという感じがいたしますが、しかしいずれにしても正しい答えというのは、皆さんも私もあるいは業者さんも分かっていると。あとは社会の動きとして、その正しい答えにどうやって近づいていくかということ。それは、東京都と業者さんが一緒になって、都民のために考えていくということで、こういった歩みは止めることのないように今後も進めていきたいと、私も陰ながら応援させていただきたいと思っております。どうも8年間ありがとうございました。

【須藤契約調整担当部長】 ありがとうございました。今お話にありましたとおり、有川部会長、飯塚委員には、平成29年8月から8年間、委員を務めていただき貴重なご意見をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

片桐委員、平田委員には引き続きご協力いただくことになりますが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の部会を閉会とさせていただきます。これにてご退出いただきまして結構でございます。

本日は誠にありがとうございました。

——了——